

高松高裁総第817号

令和元年6月28日

山中理司様

高松高等裁判所長官 秋葉康弘



司法行政文書開示通知書

平成31年3月25日付け（同月28日受付、高松高裁総第391号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月1日付け契約書（両面で12枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

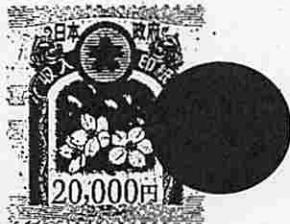
1の文書には、公にすると、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び同条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話087（851）1561

契 約 書



高松高等・地方裁判所及び高松家庭・簡易裁判所庁舎における常駐警備並びに高松高等裁判所外庁舎における臨時警備業務（以下「業務」という。）に關し、高松高等裁判所（以下「発注者」という。）とALSO香川株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙1仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称等）

第1条 業務の名称、内容、履行期間及び履行場所は次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 名 称 | 別紙1仕様書のとおり |
| (2) 内 容 | |
| (3) 履行期間 | |
| (4) 履行場所 | |

（請負代金等）

第2条 請負代金は、料金と消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）からなるものとする。

- 2 常駐警備業務の請負金額は金21,090,192円（税込）とする。
- 3 臨時警備業務の予定総額は金1,855,180円（税込）とし、契約単価（1人当たり）は、次のとおりとする。
 - (1) 2時間業務（業務時間が2時間以内）
金11,000円（税抜）
 - (2) 半日業務（業務時間が2時間超4時間以内）
金13,000円（税抜）
 - (3) 1日業務（休憩時間を除く業務時間が4時間超8時間以内）
金25,000円（税抜）
 - (4) 超過勤務（休憩時間を除く業務時間が8時間を超える時間）
金5,500円（税抜）（1時間当たり）

また、予定数量は別表のとおりとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権の譲渡を行った場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第

(履行遅滞の賠償)

第10条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならぬ。この場合の遅延損害金は、支払を遅延した金額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とする。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務が遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならぬ。この場合の遅延損害金は、遅延した業務の部分の代金に相当する金額に対し、遅延日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 前二項の遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第11条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第3項又は第4項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第12条 業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無効で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第13条 発注者は、業務完了後その内容に瑕疵があることを発見したときは、受注者に対し、受注者の費用で取替え、必要な措置を講じ、又は損害の賠償を請求することができる。この場合における担保の期間は、第7条第3項又は第4項に基づく検査に合格したときから1年とする。

(秘密の保持等)

第14条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この契約に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は別紙1仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

た場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第21条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 発注者は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、常駐警備業務の請負金額及び所持品検査業務の予定総額の合計の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(不当要求等に関する通報等)

第23条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をうるものとする。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第24条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、常駐警備業務の請負金額及び所持品検査業務の予定総額の合計の10

(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第25条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成31年4月1日

発注者 高松市丸の内1番36号

高松高等裁判所

支出負担行為担当官

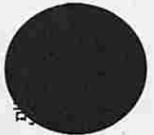
高松高等裁判所事務局長 松阿彌



受注者 高松市田町11番地5

ALSOK Shikoku Co., Ltd.

代表取締役 三浦武司



イ

ウ

(2) 入庁検査

高松高等・地方裁判所庁舎1階玄関ホールにおいて、発注者の定める監督職員又はその指示を受けた立会職員（以下「監督職員等」という。）の指示により、

██████████を次のとおり行う。

なお、監督職員等の指示により、このうちの一部のみを実施したり、手順・方法を変更することがある。

おって、受注者側で対応できない問題が生じた場合には、直ちに監督職員等に連絡し、その指示に従う。

ア

イ

ウ

エ

(ア)

(イ)

(ウ)

(4) 善通寺簡易裁判所

所在地 香川県善通寺市文京町3-1-1

(5) 高松地方・家庭裁判所観音寺支部・観音寺簡易裁判所

所在地 香川県観音寺市観音寺町甲2804-1

2 日程等の通知

(1) 発注者は、発注の都度、個別の業務開始日の3日前までに、日程、業務の場所及び必要な警備員の人数を書面により受注者に通知する。

(2) 発注者は、(1)の通知後、個別の業務を開始するまでの間に日程等の変更が生じた場合には、速やかに通知する。

なお、発注を取り消す場合には、業務開始日の前日午後5時までに通知する。

3 業務時間及び派遣する警備員の人数

(1) 業務時間

ア 業務時間は、原則として午前8時00分から午後7時00分まで（以下「基本業務時間帯」という。）のうち、発注者が指定する時間帯とする。

イ アで指定する時間帯が、2時間以下の場合を2時間業務、2時間を超え4時間以下の場合を半日業務、4時間を超え9時間以下の場合を1日業務とする。

ウ アで指定する時間帯が、6時間を超える場合には、同時間帯のうち1時間を休憩時間とする。同休憩時間は監督職員が指定する。

エ 基本業務時間帯のうちで、9時間（休憩時間を除く業務時間が8時間）を超えて指定することがある。

オ 基本業務時間帯以外の時間帯について業務を依頼する場合には、受注者及び発注者で協議を行う。

(2) 派遣する警備員の人数

ア 派遣する警備員の人数及び性別は、発注の都度、発注者が指定する。

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]

エ アの人員のうち、1人を業務責任者とする。

4 業務内容

受注者は、庁舎内又は敷地内における所持品検査等及び巡回等業務のうち、発注者の指示を受けた業務を、次のとおり行う。

なお、1(1)において入庁時における所持品検査等の業務を行う場合には、[REDACTED]

おって、受注者側で対応できない問題が生じた場合には、直ちに監督職員等に連絡し、その指示に従う。

(1) 所持品検査等

監督職員等の指示により [REDACTED] を利用して、以下の検査を行う。

なお、監督職員等の指示により、このうちの一部のみを実施したり、手順・方法

- 〔ウ〕 [REDACTED]
〔エ〕 [REDACTED]
〔ア〕 [REDACTED]
〔イ〕 [REDACTED]
〔オ〕 [REDACTED]
〔カ〕 [REDACTED]

カ 所持品検査等に必要な物品について

所持品検査等に必要な次の物品は、発注者において準備する。

(ア) 手荷物預かり札、トレイ、封筒、ビニール袋

(イ) テーブル、いす、パーテーションポール

(ウ) [REDACTED]

(2) 巡回等

- ア [REDACTED]
イ [REDACTED]
〔ア〕 [REDACTED]
〔イ〕 [REDACTED]
〔ウ〕 [REDACTED]
〔エ〕 [REDACTED]
〔オ〕 [REDACTED]

(1) 警備員の勤務態度、応対等についての指導及び監督

(2) 警備状況についての報告

(3) 監督職員等との連絡調整及び協議

5 風紀及び規律の維持等

受注者は、警備員の身元、風紀及び衛生並びに規律の維持に関して、一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた者は、本業務に従事させてはならない。

第7 施設等の提供

1 発注者は、その責任において、受注者に対し、各業務場所における警備員の待機場所（机、いす等の最低限必要な備品を含む。）を提供し、その費用は無償とする。

2 その他、本仕様書で発注者が準備する旨定められている物品以外の業務上必要な物品（████████ 無線機等）及び消耗品等は、受注者の負担とする。

3 業務上必要な電気及び水道の使用は、無償とする。

4 警備員は、各業務場所施設内の内線電話（外線は、警察及び消防署への通報に限る。）を無償で使用できるものとする。ただし、業務上必要な連絡のために使用する場合に限る。

5 受注者は、各業務場所の施設について、善良なる管理者としての注意をもって使用するものとし、施設又は物品を自己の故意又は過失により滅失又は毀損し、返還不能となったときは、代品を納め、原状に復し又は損害の賠償をする。

第8 一般事項

1 受注者は、裁判の公平に対する国民の信頼並びに裁判所の威信及び品位の保持に努めなければならない。

2 受注者は、業務を遂行するため配置する警備員に対する警備業法、労働基準法及び労働安全衛生法等の法律に規定された全ての義務を負う。

3 受注者は、警備員に対し業務遂行方法に関する指示を行う。ただし、緊急事態が発生した場合その他必要な場合には、発注者又は監督職員等の指示に従わなければならぬものとする。

4 受注者は、警備員が故意又は過失により、各業務場所における庁舎等の建物設備、物品及び電磁的記録等に損傷又は汚損させた場合には、直ちに発注者に連絡し、受注者の責任において速やかに原状回復を図るものとする。

5 受注者は、警備員が業務上の行為により負傷等した場合には、直ちに発注者に通知し、全て受注者の責任において対応する。

6 受注者は、警備員が持込禁止物の保管中、警備員の責めに帰すべき事由により、保管した持込禁止物をき損又は亡失したときは、損害賠償の責任を負う。

7 受注者は、業務中に、警備員の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害について、損害賠償の責任を負う。

8 業務に当たり、来庁者等の第三者から苦情があった場合には、警備員はその対応を行わず、速やかに業務責任者を通して監督職員に報告し、その指示を仰がなければならぬ。

9 受注者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を外部に漏らし、又は本業務を実施する目的以外に使用してはならない。本契約終了後も同様とする。

(別 表)

立 哨 位 置	警 備 時 間	
立 哨 (別紙配置図のとおり)	時 刻	
門 扉 等 開 閉	開	閉

(注)

- 1
- 2
- 3

(別紙様式1)

検査者	監督者

警 備 日 誌

平成31年度高松高等裁判所外庁舎常駐警備業務
業務請負者

平成 年 月 日 ()

業務開始時間 時 分		業務終了時間 時 分		取扱者名	備 考
門 扉 等	開 閉				
[Redacted]					
満車の有無	有・無	※有りの場合に記載	回数 時間帯	回	
[Redacted]	[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
連絡事項等					

(別表)

業務内容	数量	
2時間業務(人)	平成31年4月から同年9月まで	延べ55回
	平成31年10月から平成32年3月まで	延べ55回
半日業務(人)	平成31年4月から同年9月まで	延べ17回
	平成31年10月から平成32年3月まで	延べ17回
1日業務(人)	平成31年4月から同年9月まで	延べ1回
	平成31年10月から平成32年3月まで	延べ1回

※1 上記数量は、最低発注数を保証するものではない。

※2 警備員1人の延べ回数

